

評価室規則

(平成16年島大規則第171号)

(平成16年10月1日制定)

[令和2年12月28日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学評価室（以下「評価室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 評価室は、島根大学（以下「本学」という。）における教育，研究，管理運営等の大学評価の基礎となる情報（教員個々に係るものを含む。）（以下「大学評価情報」という。）を収集し，組織活動を評価するとともに，大学評価情報及び評価結果の公開及び提供を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 評価室は，次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大学評価情報の収集，整理，蓄積及び提供に関すること。
- 二 自己点検評価・外部評価の実施に関すること。
- 三 第三者評価への対応に関すること。
- 四 評価基準・評価手法の開発に関すること。
- 五 大学評価情報の公開に関すること。
- 六 学部等の自己評価等を所管する委員会等との連絡・調整に関すること。
- 七 教育研究評議会からの付託事項に関すること。
- 八 その他評価に関すること。

(組織)

第4条 評価室に，次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 室長
- 二 専任教員
- 三 室員
- 四 その他必要な職員

(室長)

第5条 室長は，学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は，評価室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 室員は，職員のうちから，学長が任命する。

2 室員の任期は，3年とし，再任を妨げない。

(評価室会議)

第6条の2 評価室の業務の円滑な企画及び実施を図るとともに，評価室の運営に関する事項を審議するため評価室会議を置く。

2 評価室会議は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条に規定する業務に関すること。
- 二 評価室の専任教員の配置計画に関すること。

- 三 評価室の予算及び決算に関すること。
- 四 プロジェクトチームの設置に関すること。
- 五 その他評価室の運営に関する必要な事項

3 評価室会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 室長
- 二 専任教員
- 三 室員

4 評価室会議は、室長が招集し、議長は室長をもって充てる。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 評価室会議は、委員の過半数の出席により成立する。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 第3項第3号の委員のうち一般職員は、第2項第2号の事項の審議には加わらないものとする。

9 評価室会議が必要と認めたときは、評価室会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 評価室に、特定事項を処理する必要があるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの構成員は、室長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 プロジェクトチームに関し必要な事項は、評価室において定める。

第8条 削除

第9条 削除

(事務)

第10条 評価室の事務は、企画部企画広報課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される第4条第3号の室員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月22日一部改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月18日一部改正)

この規則は、平成18年7月18日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日一部改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日一部改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日一部改正)

- 1 この規則は、平成25年9月9日から施行する。
- 2 島根大学評価室運営委員会規則（平成16年島大規則第172号）は、廃止する。
 - 附 則（平成27年3月25日一部改正）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年9月25日一部改正）
この規則は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年3月21日一部改正）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年3月20日一部改正）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成31年2月12日一部改正）
この規則は、平成31年2月12日から施行する。
 - 附 則（平成31年3月22日一部改正）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年12月28日一部改正）
この規則は、令和3年1月1日から施行する。